記 者 発 表 資 料

平成２８年１１月２９日
国土交通省東北地方整備局
鳴瀬川総合開発調査事務所

鳴瀬川水系鳴瀬川総合開発事業に係る 環境影響評価方法書を縦覧し意見を伺います

国土交通省東北地方整備局では、宮城県加美郡加美町字漆沢筒砂子地内で実施する鳴瀬川水系鳴瀬川総合開発事業に関して、環境影響評価法に基づく環境影響評価方法書の縦覧を平成２８年１２月１日（木）から開始し、一般の方々に広く意見を伺います。また、縦覧期間中に方法書に関する説明会を宮城県加美郡加美町及び色麻町で開催します。

≪方法書の縦覧≫

〇方法書の名称：鳴瀬川水系鳴瀬川総合開発事業環境影響評価方法書

〇縦覧期間：平成２８年１２月　１日（木）から
　　平成２９年　１月１０日（火）まで

〇縦覧場所：**国土交通省東北地方整備局**　河川部河川計画課、鳴瀬川総合開発調査事務所
　　宮城県　環境生活部環境対策課
　　加美町　加美町役場３階（建設課入口）
　　色麻町　色麻町役場１階ホール

〇意見書の提出期間：平成２８年１２月　１日（木）から
　　平成２９年　１月２４日（火）まで

〇意見書の提出先：東北地方整備局　鳴瀬川総合開発調査事務所　調査設計課

※詳細は別紙を参照

≪説明会の開催≫

〇日時・場所　①やくらい文化センター　小ホール
　　宮城県加美郡加美町字中原南１０５
　　平成２８年１２月１３日（火）午後７時から午後８時３０分まで（予定）

②清水地区コミュニティセンター　会議室
　　宮城県加美郡色麻町清水字川端南２５－１
　　平成２８年１２月１６日（金）午後７時から午後８時３０分まで（予定）

※説明会参加の事前申込みは不要ですが、席数に限りがありますので、あらかじめご了承下さい。
※取材の受付は説明会開始の３０分前から行います。取材は担当者の指示によりお願いします。

＜発表記者会：古川記者クラブ、東北専門記者会、宮城県政記者会、東北電力記者会＞

問い合わせ先

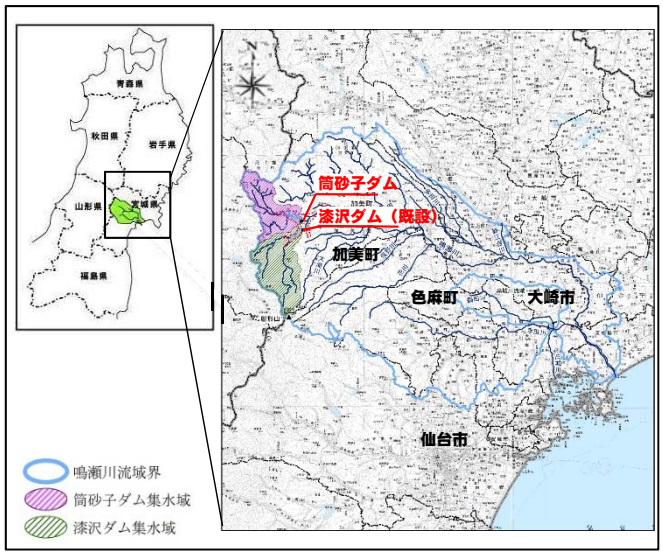
国土交通省　東北地方整備局　河川部　河川計画課
建設専門官　小山内（おさない）　慶（けい）
電話　０２２－２２５－２１７１（代表）

国土交通省　東北地方整備局　鳴瀬川総合開発調査事務所
調査設計課長　齊藤（さいとう）　勝博（まさひろ）
電話　０２２９－２２－７８１１（代表）

別　紙

鳴瀬川総合開発事業の目的

鳴瀬川総合開発事業は、鳴瀬川支川筒砂子川の宮城県加美郡加美町字漆沢筒砂子地内に筒砂子ダムを建設し、併せて既設の漆沢ダムの容量再編によって、洪水調節、流水の正常な機能の維持、かんがい用水の補給及び発電を行うものです。



方法書縦覧の趣旨

「環境影響評価」は、事業の実施による環境への負荷をできる限り回避・低減し、環境の保全についての配慮がなされるように、必要な手続きを行うものです。

このうち方法書には、事業の目的や内容、事業者がこれから進めようとする対象事業に係る環境影響評価を行う方法（環境影響評価で対象とする環境項目をどのように調査し、どのように予測・評価するのか）及び文献調査や既往の現地調査に基づく地域の自然的状況、社会的状況等を記載しています。

方法書の縦覧は、環境影響を受ける範囲である地域において、環境保全の見地から、一般の方々に広く意見を求めるため実施するものです。

なお、方法書作成にあたっては、各環境分野を専門とする学識経験者等７名からなる『鳴瀬川総合開発環境検討委員会』を設置し、最新の技術的かつ科学的な知見からの助言を頂きながら進めています。

方法書の主な項目

①．事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
②．対象事業の目的及び内容
③．対象事業実施区域及びその周囲の概況
④．計画段階環境配慮書に関する内容
⑤．対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

方法書の縦覧

縦覧期間

平成２８年１２月１日（木）から平成２９年１月１０日（火）まで
ただし、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く。

縦覧時間、場所

・午前９時１５分から午後６時まで

国土交通省東北地方整備局

河川部河川計画課［住所：宮城県仙台市青葉区本町３丁目３－１ 仙台合同庁舎Ｂ棟］

・午前９時から午後５時４５分まで

国土交通省東北地方整備局

鳴瀬川総合開発調査事務所［住所：宮城県大崎市古川旭３丁目８－１８］

・午前８時３０分から午後５時１５分まで

宮城県

環境生活部環境対策課［住所：宮城県仙台市青葉区本町３丁目８－１］

加美町

役場３階建設課入口［住所：宮城県加美郡加美町字西田３－５］

・午前８時３０分から午後５時３０分まで

色麻町

役場１階ホール［住所：宮城県加美郡色麻町四竈字北谷地４１］

◎なお、縦覧期間中は国土交通省東北地方整備局鳴瀬川総合開発調査事務所ホームページでも縦覧できます。また、あわせて、筒砂子ダム周辺等の環境に係る文献調査結果及び鳴瀬川総合開発調査事務所が筒砂子ダム周辺等において実施した現地調査結果についてとりまとめた「筒砂子ダム及び漆沢ダム周辺の環境」を公開予定です。

鳴瀬川総合開発調査事務所ホームページアドレス
http://www.thr.mlit.go.jp/naruse/index.html

意見書の提出

方法書について環境の保全の見地からの意見をお持ちの方は、意見書を提出してください。

提出期間

平成２８年１２月１日（木）から平成２９年１月２４日（火）まで

提出方法

ご意見は、郵送（当日消印有効）、ＦＡＸ、電子メール、縦覧場所に備え付けの意見書箱への投函のいずれかの方法で、下記提出先までご提出ください。

また、下記①～③を必ずご記載ください。

①意見書を提出しようとする者の氏名及び住所
（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の住所地）

②意見書の提出の対象である方法書の名称

③方法書についての環境の保全の見地からの意見
※意見書は日本語により、意見の理由も含めて記載して下さい。

提出いただいた意見の取り扱い

提出いただいた意見は、意見の概要として取りまとめ、宮城県知事、加美町長、色麻町長へ送付します。また、氏名等の個人情報については非公開としたうえで、鳴瀬川総合開発調査事務所ホームページで公表します。

注意事項

1) ご意見は日本語で提出ください。
2) ご記入いただきました個人情報については「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」に基づき適切に取り扱います。
3) 電話でのご意見は受け付けておりません。
4) 皆様からいただいたご意見に対し、個別にお答えすることはできませんので、その旨ご了承願います。
5) 方法書について環境の保全の見地からの意見以外のもの、期限までに到着しなかったもの、上記意見書の提出方法に沿わない形で提出されたものについては無効といたします。

提出先

国土交通省東北地方整備局　鳴瀬川総合開発調査事務所　調査設計課　宛
〒９８９－６１１７　宮城県大崎市古川旭３丁目８－１８
電　話：０２２９－２２－７８１１
ＦＡＸ：０２２９－２２－７８２２
メール：thr-narusou02@mlit.go.jp

参考資料

鳴瀬川総合開発事業に係る方法書等の概要

環境影響評価方法書の手続きとその位置づけ

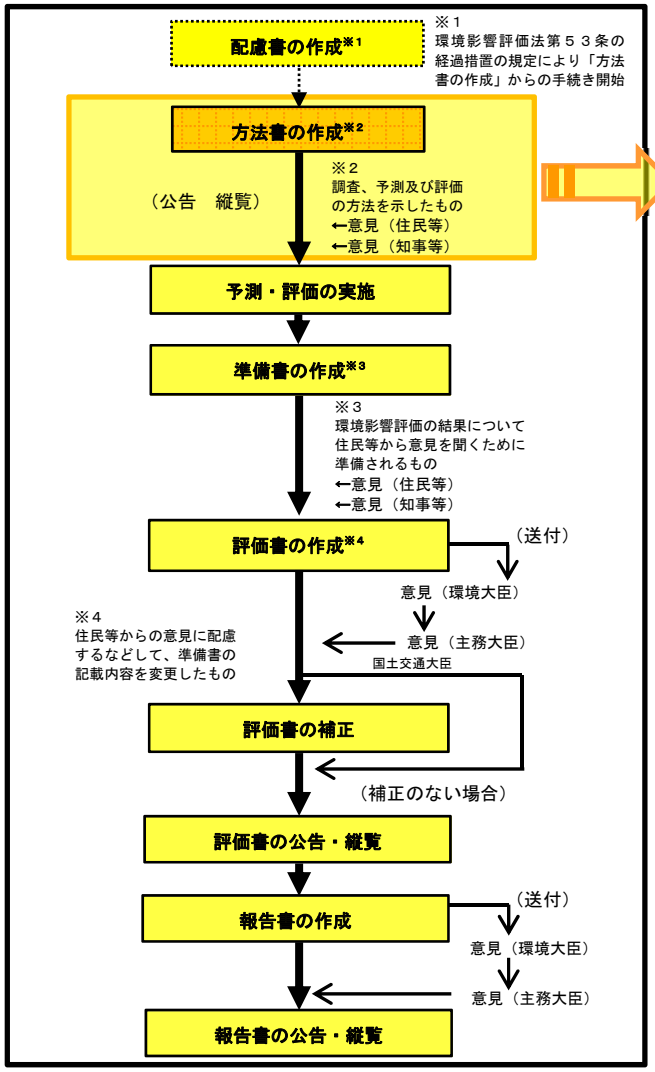


図１環境影響評価の手続きの流れ

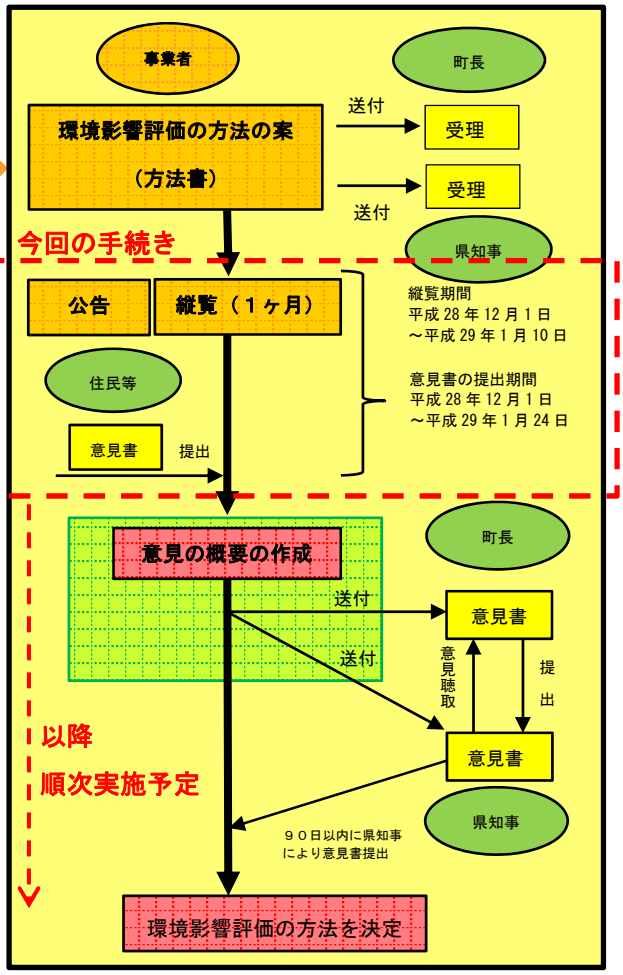


図２環境影響評価（方法書の流れ）

【環境影響評価（アセスメント）制度とは？】
　開発事業の内容を決めるに当たって、それが環境にどのような影響を及ぼすかについて、あらかじめ事業者自らが調査・予測・評価を行い、その結果を公表して一般の方々、地方公共団体などから意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全の観点からよりよい事業計画を作り上げていこうという制度です。

【環境影響評価方法書とは？】
　方法書は、事業の目的や内容、事業者がこれからすすめようとする対象事業に係る環境影響評価を行う方法（環境影響評価で対象とする環境項目をどのように調査し、どのように予測・評価するのか）及び文献調査や既往の現地調査に基づく地域の自然的状況、社会的状況等を記載しています。

【方法書の縦覧とは？】
　方法書の縦覧は、環境影響を受ける範囲である地域において、環境の保全の見地から、一般の方々に広く意見を求めるため実施するものです。

方法書等の構成

方法書の構成は、事業者の名称等（第１章）から、「事業特性」（第２章）と「地域特性」（第３章）に係る情報を最新の文献、資料等により把握した上で、「環境影響評価の項目※5」（第５章１）及び「調査、予測及び評価の手法」（第５章２）を行うという構成です。合理的な項目、手法の選定のための有意義な情報として、地域特性の把握においては既往の文献・現地調査の結果も含めて記載しています。

環境影響評価の項目※5：影響要因（ダムの堤体の工事等、対象事業に伴い環境影響を及ぼす恐れがある要因）と環境要素（大気環境、水環境等、影響要因により影響を受ける境の構成要素）の組み合わせのことです（第５章参照）。

上記の他、「計画段階環境配慮書に関する内容」（第４章）についても記載しています。

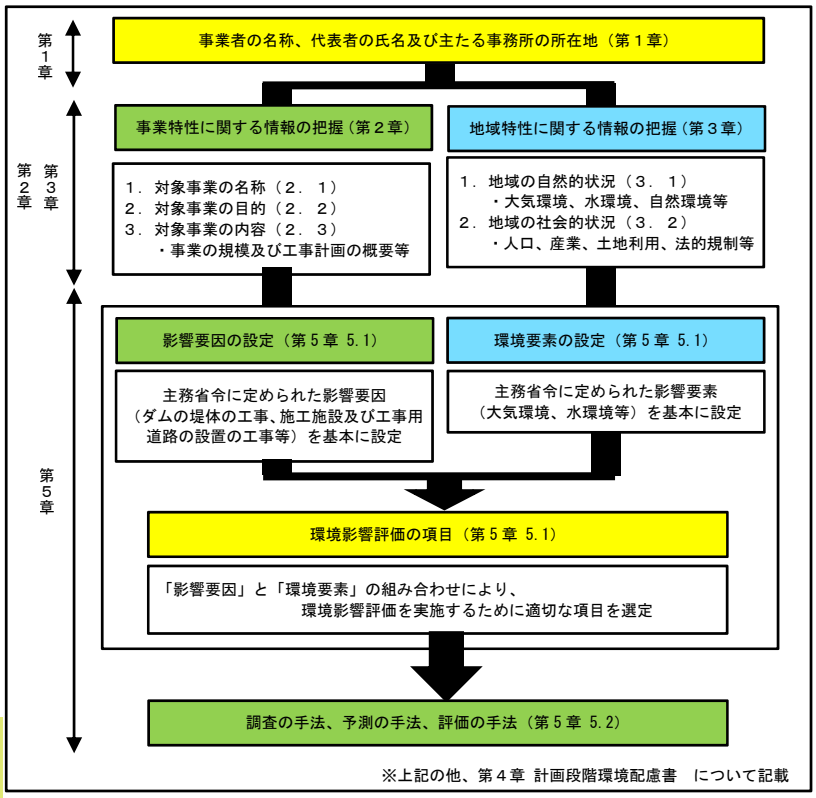


図３方法書の構成

第１章　事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

１．１事業者の名称及び代表者の氏名

１．２事業者の主たる事務所の所在地

第２章　対象事業の目的及び内容

事業特性は工事中及び存在・供用時の環境影響評価の項目等の選定時に影響要因を明らかにする上での基本となる事項であります。

事業特性として把握した情報の内容は右記の通りです。

〈第２章の掲載内容〉

２．１対象事業の名称
２．２対象事業の目的
２．３対象事業の内容
（１）対象事業の種類
（２）対象事業実施区域の位置
（３）対象事業の規模及び総貯水量
（４）対象事業に係るダムの堤体の規模及び型式並びにダムの供用に関する事項
（５）対象事業の工事計画の概要

第３章　対象事業実施区域及びその周囲の概況

地域特性に関する情報の把握は、「環境影響評価の項目及び手法の選定を行うに必要と認める範囲」内において出版物等、事業者が一般的に入手可能である文献その他の資料をもとに記載することになっており、現地調査を義務づける趣旨のものではありません。

しかし、鳴瀬川総合開発事業においては過去からの情報の蓄積があり、それもあわせて掲載することで、環境影響評価の項目及び調査、予測及び評価の手法を選定する際の根拠としております。

３．１地域の自然的状況

（１）大気環境の状況（気象、大気質、騒音、振動）
（２）水環境の状況（水象、水質）
（３）土壌及び地盤の状況
（４）地形及び地質の状況（地形、地質）
（５）動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況（動物、植物、生態系）
（６）景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況（景観、人と自然との触れ合いの活動の場）
（７）一般環境中の放射性物質の状況

３．２地域の社会的状況

（１）人口及び産業の状況
（２）土地利用の状況
（３）河川及び湖沼の利用並びに地下水の利用の状況
（４）交通の状況
（５）学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況
（６）下水道の整備の状況
（７）環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況

第４章　計画段階環境配慮書に関する事項

４．１計画段階環境配慮書に関する内容

本事業においては、「配慮書」「主務大臣の意見」の手続きについて、平成２５年４月施行の改正環境影響評価法の経過措置の「みなし」規定を適用している。

〇「配慮書」相当の書類

環境影響評価法第 5 条第 1 項の 4 号にみなす書類は、国交省告示第 324 号（平成 25 年 3 月 29 日）により、河川法の一部を改正する法律等の運用について(H10.1.23 通達)二の２の③により作成された「河川整備計画で定める目標を達成するための代替案との比較を含む書類」が指定されており、「第３回鳴瀬川水系河川整備学識者懇談会資料（平成 18 年 12 月 26 日)」がこれにあたる

〇「主務大臣意見」相当の書類

環境影響評価法第 5 条第 1 項の 5 号にみなす書類は、国交省告示第 324 号（平成 25 年 3 月 29 日）により「河川法第 16 条の 2 に基づき策定された河川整備計画」が指定されており、「鳴瀬川水系河川整備計画（知事管理区間）（平成 20 年 1 月)」がこれにあたる。

〈第４章の掲載内容〉

４．１計画段階環境配慮書に関する内容

（１）計画段階環境配慮事項ごとの調査、予測評価の結果

（２）主務大臣の意見

（３）主務大臣の意見についての事業者の見解

第５章　対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

５．１環境影響評価の項目

環境影響評価の項目の選定に当たっては、第２章及び第３章にてとりまとめた対象事業の事業特性及び地域特性(自然的･社会的)を勘案し、環境影響を受けるおそれがある要素(環境要素)の項目は主務省令を基本として選定しています。

鳴瀬川総合開発事業の事業特性を踏まえ、環境影響評価の項目は、筒砂子ダムの新築の「工事の実施」並びに「土地又は工作物の存在及び供用」、漆沢ダムの容量再編の「工事の実施」並びに「土地又は工作物の存在及び供用」のそれぞれにおける影響要因と環境要素の組合せにより選定した。

なお、◎は筒砂子ダムの建設と漆沢ダムの容量再編により影響を受ける項目、〇は筒砂子ダムの建設により影響を受ける項目を示している。

環境要素の区分 ＼ 影響要因の区分				工事の実施					土地又は工作物の存在及び供用				
				ダムの堤体の工事	原石の採取の工事	施工設備及び工事用道路の設置の工事	建設発生土の処理の工事	道路の付替の工事	ダムの堤体の存在	原石山の跡地の存在	建設発生土処理場の跡地の存在	道路の存在	ダムの供用及び貯水池の存在
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	粉じん等	◎	〇	◎	◎	〇					
		騒音	騒音	◎	〇	◎	◎	〇					
		振動	振動	◎	〇	◎	◎	〇					
	水環境	水質	土砂による水の濁り	◎	〇	◎	◎	〇					◎
			水温	◎									◎
			富栄養化	◎									◎
			溶存酸素量										◎
			水素イオン濃度	◎									
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物		重要な種及び注目すべき生息地	◎	〇	◎	◎	〇	◎	〇	◎	◎	◎
	植物		重要な種及び群落	◎	〇	◎	◎	〇	◎	〇	◎	◎	◎
	生態系		地域を特徴づける生態系	◎	〇	◎	◎	〇	◎	〇	◎	◎	◎
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観		主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観						◎	〇	◎	◎	◎
	人と自然との触れ合いの活動の場		主要な人と自然との触れ合いの活動の場	◎	〇	◎	◎	〇	◎	〇	◎	◎	◎
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等		建設工事に伴う副産物	◎	〇	◎	◎	〇					

５．２調査、予測及び評価の方法

〇調査すべき情報

予測、評価のために必要となる情報の種類を整理し、どの程度の情報が必要か(情報の深さ)を考慮して調査すべき情報を定めておきます。動物の重要な種の予測、評価を例にとると、調査すべき重要な種の名称とその分布、生息の状況、生息環境の状況としています。

〇調査の基本的な手法

具体的な調査又は測定の方法を、予測及び評価において必要とされる水準が確保されるように選定しています。

〇調査地域･調査地点

調査地域は「対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域」※６で設定しております。調査の地点は地域を代表とする地点その他の情報の収集等に適切かつ効果的であるとみとめられる地点を設定しています。

※６「対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域」：方法書段階で事業者が環境影響を受ける可能性がある範囲として設定した地域です。方法書の公告縦覧の意見を得たあとに必要があれば見直し、調査の対象とする地域（調査地域）とします。なお、第３章で設定した「環境影響評価の項目及び手法の選定を行うに必要と認める範囲」は、環境影響を受ける可能性のある区域を検討するための必要情報を集める地域であり、ここで定義した地域とはおのずから異なったものとなります。

〇調査期間等

把握すべき情報の内容等に応じ、適切かつ効果的であるとみとめられる期間（年次等）、時期（四季等）及び時間帯（昼夜等）を設定しています。

〈第５章の掲載内容〉

５．１環境影響評価の項目

（１）環境影響評価の項目の選定

（２）環境影響評価の項目の選定理由

５．２調査、予測及び評価手法

（１）環境の自然的構成要素の良好な状態の保持

（２）生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全

（３）人と自然との豊かな触れ合いの確保

（４）環境への負荷の量の程度

〇評価の手法

①調査及び予測並びに環境保全措置の結果を踏まえ、影響が事業者により実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされるか、
②国又は地方公共団体により環境の保全に関する基準又は目標が示されている場合には目標と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを評価の手法としています。

【参考　鳴瀬川総合開発環境検討委員会について】

国土交通省東北地方整備局鳴瀬川総合開発調査事務所では、平成２８年２月９日に鳴瀬川総合開発事業について環境面からの技術的助言を専門家から頂くことを目的として、筒砂子ダム周辺の自然や現状に詳しい学職経験者や専門家からなる「鳴瀬川総合開発環境検討委員会」を設置しました。
方法書は、本委員会の技術的助言を踏まえ取りまとめました。
今後も適宜助言を頂きながら環境影響評価を実施して参ります。

■これまでの委員会開催状況

第１回　委員会　平成２８年２月９日
・委員会設立
・環境影響評価の行程、対象範囲について
・環境影響評価　方法書（案）について

第２回　委員会　平成２８年６月２０日
・環境影響評価の行程、対象範囲について
・環境影響評価　方法書（案）について
・前回委員会での指摘と対応状況について
・平成２８年度調査計画について



「鳴瀬川総合開発環境検討委員会」の開催状況